

1 収入金額等, 2 所得金額について

1 ア	「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる金額です。
2 ①	

1 イ	「農業」…野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家さんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる金額です。
2 ②	

1 ウ	「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による金額です。
2 ③	

1 エ	
2 ④	「利子」…公社債及び預貯金の利子などの金額です。

1 オ	「配当」…利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私募証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの金額です。
2 ⑤	

1 カ	「給与」…給料、賃金、賞与などの金額です。また、農閑期等を利用して勤めに出た人の賃金も「給与」に入ります。勤務先から「令和6年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。 ※2⑥は所得金額調整控除後の金額を書いてください。
2 ⑥	

1 キ	「雑(公的年金等)」…年金、恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金の金額です。
2 ⑦	

1 ク	「雑(業務)」…原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引などの金額です。
2 ⑧	

1 ケ	「雑(その他)」…生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金など他の所得に当てはまらない金額です。
2 ⑨	

1 コ, サ	「総合譲渡」…機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による金額です。 ・譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年をこえるものは「長期」となります。 ・土地、建物などの譲渡所得がある場合は『分離課税等用の申告書』を併せてご利用ください。
2 ⑪	

1 シ	「一時」…懸賞の賞金品、生命保険金など一時的な性質
2 ⑫	の金額です。

※公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表については、裏面もご覧ください。

3, 4 所得から差し引かれる金額について

⑬	「社会保険料控除」…健康保険料、国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、雇用保険の労働保険料、厚生年金保険料などです。
---	---

⑭	「小規模企業共済等掛金控除」…令和6年中に支払った、中小企業基盤整備機構と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金、企業型(個人型)年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金が控除されます。(証明書が必要です。ただし、給与所得者で年末調整の際に給与所得から控除を受けた掛金については必要ありません。)
---	--

⑮	「生命保険料控除」…次のものが該当し、生命保険料と個人年金保険料は平成23年12月31日までに保険会社等と保険契約を締結したもの(旧契約)と、平成24年1月1日以後に締結したものの(新契約)で控除額が異なります。 ・生命保険料：生命保険、簡易保険、農協の生命共済などです。 ・個人年金保険料：年金の給付を目的とする個人年金保険契約に基づいて所得者本人が支払った保険料です。 ・介護医療保険料：介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする契約等に基づいて支払った保険料です。 ・旧契約の生命保険料は1契約が9,000円を超えるもの、それ以外の保険料は全てのものについて支払った旨の証明書が必要です。
---	--

	支払金額	控除額		支払金額	控除額
新契約	12,000円以下のとき	全額	旧契約	15,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	56,000円超のとき	28,000円		70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

申告書の書き方

この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことがらについて説明してありますので、記載例とあわせてお読みください。
おわかりにならない点がありましたら、担当主管課まで、お問い合わせください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

令和7年度分市町村民税道府県民税申告書

整理番号

業種又は職業

電話番号

住所

XX町1234番地

1月1日現在の住所

XX町1234番地

フリガナ

ニッポン イチロウ

氏名

日本 一郎

個人番号

123456789012

生年月日

明・大・昭和38・3・4

世帯主の氏名

日本 一郎

続柄

本人

基本コード

住所コード

行政区コード

納税コード

世帯コード

提出年月日

年7月17日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除

国民健康保険

50,000円

合計

50,000円

新生命保険料の計

19,000円

旧生命保険料の計

13,000円

新個人年金保険料の計

10,000円

旧個人年金保険料の計

24,000円

地震保険料控除

17～19章 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

17 ☐ 寡婦控除

18 ☐ ひとり親控除

19 ☐ 勤労学生控除

20 障害者除

21～22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

21 配偶者氏名

ニッポン ハナコ

生年月日

明・大・昭和46・7・12

配偶者の合計所得金額

47,750円

22 配偶者氏名

日本 花子

配偶者の合計所得金額

47,750円

23 扶養控除

23 扶養親族

1 氏名

日本 ハナ

生年月日

明・大・昭和15・3・24

同居・別居の区分

同居

続柄

子

2 氏名

氏名

生年月日

明・大・昭和

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

3 氏名

氏名

生年月日

明・大・昭和

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

4 氏名

氏名

生年月日

明・大・昭和

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

1 (6歳未満の扶養親族) 氏名

氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

2 氏名

氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

3 氏名

氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

同居

続柄

続柄

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

扶養控除額の合計

450,000円

雑損控除

26 雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損害金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

27 医療費控除

支払った医療費等

保険金などで補填される金額

500,000円

200,000円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

収入金額等

1 事業

営業等

ア

3,000,000円

2 不動産

ウ

100,000円

3 雑業

ク

400,000円

4 総合譲渡・一時

シ

5 所得

6 所得

7 所得

8 所得

9 所得

10 所得

11 所得

12 所得

13 所得

14 所得

15 所得

16 所得

17 所得

18 所得

19 所得

20 所得

21 所得

22 所得

23 所得

24 所得

25 所得

26 所得

27 所得

28 所得

29 所得

30 所得

31 所得

32 所得

33 所得

34 所得

35 所得

36 所得

37 所得

38 所得

39 所得

40 所得

41 所得

42 所得

43 所得

44 所得

45 所得

46 所得

47 所得

48 所得

49 所得

50 所得

51 所得

52 所得

53 所得

54 所得

55 所得

56 所得

57 所得

58 所得

59 所得

60 所得

61 所得

62 所得

63 所得

64 所得

65 所得

66 所得

67 所得

68 所得

69 所得

70 所得

71 所得

72 所得

73 所得

74 所得

75 所得

76 所得

77 所得

78 所得

79 所得

80 所得

81 所得

82 所得

83 所得

84 所得

85 所得

86 所得

87 所得

88 所得

89 所得

90 所得

91 所得

92 所得

93 所得

94 所得

95 所得

96 所得

97 所得

98 所得

99 所得

100 所得

101 所得

102 所得

103 所得

104 所得

105 所得

106 所得

107 所得

108 所得

109 所得

110 所得

111 所得

112 所得

113 所得

114 所得

115 所得

116 所得

117 所得

118 所得

119 所得

120 所得

121 所得

122 所得

123 所得

124 所得

125 所得

126 所得

127 所得

128 所得

129 所得

130 所得

131 所得

132 所得

133 所得

134 所得

135 所得

136 所得

137 所得

138 所得

139 所得

140 所得

141 所得

142 所得

143 所得

144 所得

145 所得

146 所得

147 所得

148 所得

149 所得

150 所得

151 所得

152 所得

153 所得

154 所得

155 所得

156 所得

157 所得

158 所得

159 所得

160 所得

161 所得

162 所得

163 所得

164 所得

165 所得

166 所得

167 所得

168 所得

169 所得

170 所得

171 所得

172 所得

173 所得

174 所得

175 所得

176 所得

177 所得

178 所得

179 所得

180 所得

181 所得

182 所得

183 所得

184 所得

185 所得

186 所得

187 所得

188 所得

189 所得

190 所得

191 所得

192 所得

193 所得

194 所得

195 所得

196 所得

197 所得

198 所得

199 所得

200 所得

201 所得

202 所得

203 所得

204 所得

205 所得

206 所得

207 所得

208 所得

209 所得

210 所得

211 所得

212 所得

213 所得

214 所得

215 所得

216 所得

217 所得

218 所得

219 所得

220 所得

221 所得

222 所得

223 所得

224 所得

225 所得

226 所得

227 所得

228 所得

229 所得

230 所得

231 所得

232 所得

233 所得

234 所得

235 所得

236 所得

237 所得

238 所得

239 所得

240 所得

241 所得

242 所得

243 所得

244 所得

245 所得

246 所得

247 所得

248 所得

249 所得

250 所得

251 所得

252 所得

253 所得

254 所得

255 所得

256 所得

257 所得

258 所得

259 所得

260 所得

261 所得

262 所得

263 所得

264 所得

265 所得

266 所得

267 所得

268 所得

269 所得

270 所得

271 所得

272 所得

273 所得

274 所得

275 所得

276 所得

277 所得

278 所得

279 所得

280 所得

281 所得

282 所得

283 所得

284 所得

285 所得

286 所得

287 所得

288 所得

289 所得

290 所得

291 所得

292 所得

293 所得

294 所得

295 所得

296 所得

297 所得

298 所得

299 所得

300 所得

301 所得

302 所得

303 所得

304 所得

305 所得

306 所得

307 所得

308 所得

309 所得

310 所得

311 所得

312 所得

313 所得

314 所得

315 所得

316 所得

317 所得

318 所得

319 所得

320 所得

321 所得

322 所得

323 所得

324 所得

325 所得

326 所得

327 所得

328 所得

329 所得

330 所得

331 所得

332 所得

333 所得

334 所得

335 所得

336 所得

337 所得

338 所得

339 所得

340 所得

341 所得

342 所得

343 所得

344 所得

345 所得

346 所得

347 所得

348 所得

349 所得

350 所得

351 所得

352 所得

353 所得

354 所得

355 所得

356 所得

357 所得

358 所得

359 所得

360 所得

361 所得

362 所得

363 所得

364 所得

365 所得

366 所得

367 所得

368 所得

369 所得

370 所得

371 所得

372 所得

373 所得

374 所得

375 所得

376 所得

377 所得

378 所得

379 所得

380 所得

381 所得

382 所得

383 所得

384 所得

385 所得

386 所得

387 所得

388 所得

389 所得

390 所得

391 所得

392 所得

393 所得

394 所得

395 所得

396 所得

397 所得

398 所得

399 所得

400 所得

401 所得

402 所得

403 所得

404 所得

405 所得

406 所得

407 所得

408 所得

409 所得

410 所得

411 所得

412 所得

413 所得

414 所得

415 所得

416 所得

417 所得

418 所得

419 所得

420 所得

421 所得

422 所得

423 所得

424 所得

425 所得

426 所得

427 所得

428 所得

429 所得

430 所得

431 所得

432 所得

433 所得

434 所得

435 所得

436 所得

437 所得

438 所得

439 所得

440 所得

441 所得

442 所得

443 所得

444 所得

445 所得

446 所得

447 所得

448 所得

449 所得

450 所得

451 所得

452 所得

453 所得

454 所得

455 所得

456 所得

457 所得

458 所得

459 所得

460 所得

461 所得

462 所得

463 所得

464 所得

465 所得

466 所得

467 所得

468 所得

469 所得

470 所得

471 所得

472 所得

473 所得

474 所得

475 所得

476 所得

477 所得

478 所得

479 所得

480 所得

481 所得

482 所得

483 所得

484 所得

485 所得

486 所得

487 所得

488 所得

489 所得

490 所得

491 所得

492 所得

493 所得

494 所得

495 所得

496 所得

497 所得

498 所得

499 所得

500 所得

501 所得

502 所得

503 所得

504 所得

505 所得

506 所得

507 所得

508 所得

509 所得

510 所得

511 所得

512 所得

513 所得

514 所得

515 所得

516 所得

517 所得

518 所得

519 所得

520 所得

521 所得

522 所得

523 所得

524 所得

525 所得

526 所得

527 所得

528 所得

529 所得

530 所得

531 所得

532 所得

533 所得

534 所得

535 所得

536 所得

537 所得

538 所得

539 所得

540 所得

541 所得

542 所得

543 所得

544 所得

545 所得

546 所得

547 所得

548 所得

549 所得

550 所得

551 所得

552 所得

553 所得

554 所得

555 所得

556 所得

557 所得

558 所得

559 所得

560 所得

561 所得

562 所得

563 所得

564 所得

565 所得

566 所得

567 所得

568 所得

569 所得

570 所得

571 所得

572 所得

573 所得

574 所得

575 所得

576 所得

577 所得

578 所得

579 所得

580 所得

581 所得

582 所得

583 所得

584 所得

585 所得

586 所得

587 所得

588 所得

589 所得

590 所得

591 所得

592 所得

593 所得

594 所得

595 所得

596 所得

597 所得

598 所得

599 所得

600 所得

601 所得

602 所得

603 所得

604 所得

605 所得

606 所得

607 所得

608 所得

609 所得

610 所得

611 所得

612 所得

613 所得

614 所得

615 所得

616 所得

617 所得

618 所得

619 所得

620 所得

621 所得

622 所得

623 所得

624 所得

625 所得

626 所得

627 所得

628 所得

629 所得

630 所得

631 所得

632 所得

633 所得

634 所得

635 所得

636 所得

637 所得

638 所得

639 所得

640 所得

641 所得

642 所得

643 所得

644 所得

645 所得

646 所得

647 所得

648 所得

649 所得

650 所得

651 所得

652 所得

653 所得

654 所得

655 所得

656 所得

657 所得

658 所得

659 所得

660 所得

661 所得

662 所得

663 所得

664 所得

665 所得

666 所得

667 所得

668 所得

669 所得

670 所得

671 所得

672 所得

673 所得

674 所得

675 所得

676 所得

677 所得

678 所得

679 所得

680 所得

681 所得

682 所得

683 所得

684 所得

685 所得

686 所得

687 所得

688 所得

689 所得

690 所得

691 所得

692 所得

693 所得

694 所得

695 所得

696 所得

697 所得

698 所得

699 所得

700 所得

701 所得

702 所得

703 所得

704 所得

705 所得

706 所得

707 所得

708 所得

709 所得

710 所得

711 所得

712 所得

713 所得

714 所得

715 所得

716 所得

717 所得

718 所得

719 所得

720 所得

721 所得

722 所得

723 所得

724 所得

725 所得

726 所得

727 所得

728 所得

729 所得

730 所得

731 所得

732 所得

733 所得

734 所得

735 所得

736 所得

737 所得

738 所得

739 所得

740 所得

741 所得

742 所得

743 所得

744 所得

745 所得

746 所得

747 所得

748 所得

749 所得

750 所得

751 所得

752 所得

753 所得

754 所得

755 所得

756 所得

757 所得

758 所得

759 所得

760 所得

761 所得

762 所得

763 所得

764 所得

765 所得

766 所得

767 所得

768 所得

769 所得

770 所得

771 所得

772 所得

773 所得

774 所得

775 所得

776 所得

777 所得

778 所得

779 所得

780 所得

781 所得

782 所得

783 所得

784 所得

785 所得

786 所得

787 所得

788 所得

789 所得

790 所得

791 所得

792 所得

793 所得

794 所得

795 所得

796 所得

797 所得

798 所得

799 所得

800 所得

801 所得

802 所得

803 所得

804 所得

805 所得

806 所得

807 所得

808 所得

809 所得

810 所得

811 所得

812 所得

813 所得

814 所得

815 所得

816 所得

817 所得

818 所得

819 所得

820 所得

821 所得

822 所得

823 所得

824 所得

825 所得

826 所得

827 所得

828 所得

829 所得

830 所得

831 所得

832 所得

833 所得

834 所得

835

令和 7 年度市町村民税・県民税の申告について

令和 7 年度の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、市町村民税・県民税を計算する資料になりますので申告書を記入するときはこの「**申告書の書き方**」をよくお読みになって記入してください。

●申告しなければならない方。

令和 7 年 1 月 1 日現在に当該市町村に住所のある人で

- (1) 令和 6 年中に営業，農業，配当，不動産，譲渡などの各種所得があった場合です。
- (2) 給与所得者は通常の場合は申告する必要はありませんが、つぎのような場合は申告してください。
 - (イ) 給与所得のほかに「**地代、家賃、配当、農業**」等給与以外の所得がある場合。
 - (ロ) 給与所得のみの人でも事業主が「**給与支払報告書**」を提出しない場合。
 - (ハ) 雑損控除および医療費控除をうけようとする場合。

●所得税(国税)の確定申告書を提出した方は、市町村民税・県民税および事業税の申告をする必要はありません。

※給与所得者で確定申告をしなければならない人

- 給与所得者は大部分の人は申告する必要はありません。しかし、令和 6 年分の各種の所得金額の合計額から配偶者，扶養，基礎控除およびその他の所得控除を差引き、その金額を基として算出した税額が配当控除および年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除よりも多い人で次のいずれかにあたる人は申告をしなければなりません。
- (イ) 令和 6 年分の給与の収入金額が2,000万円をこえる人。
 - (ロ) 給与所得者で給与以外の各種所得金額の合計額が20万円をこえる人。
 - (ハ) 同族会社の役員やその他の親族などで、その会社から受ける給与のほかに貸付金の利子および不動産の貸付料等の収入のある人。

●市町村民税・県民税(住民税)の申告をした方は事業税の申告をする必要はありません。

●寄附金税額控除を受けるには、前年中に行った寄附金について、寄附先から発行された領収書等を添付して、税務署に所得税の確定申告をしてください。

なお、所得税の確定申告を行った場合は、あらためて市町村民税・県民税の申告をする必要はありません。また、市町村民税・県民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、寄附先から発行された領収書等を添付して市町村へ申告してください。

●申告をしないと雑損，医療費，社会保険料(国民健康保険税，介護保険料，後期高齢者医療保険料，国民年金等)，生命保険料，地震保険料などの所得控除が受けられない場合があります。

●雑損控除，医療費控除，社会保険料控除，生命保険料控除，地震保険料控除については「領収書または証明書」などの提示をしてください。

なお、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示してください。

●申告に際しては、マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カード(住所・氏名に変更がないか、正しく変更手続きが行われているものに限る)もしくはマイナンバーが記載された住民票の写し等と運転免許証等顔写真付身分証明書を持参の上、所得者本人が申告受付にきてください。

やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書へ記入してきてください。

+++++

◎公的年金等にかかる雑所得の所得額算出表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額（税込）A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和35年 1 月 2 日以後に生まれた方（65歳未満）	～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
昭和35年 1 月 1 日以前に生まれた方（65歳以上）	～3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

◎給与の所得額算出表

給与等の収入金額（税込）A	給 与 所 得 の 金 額	
～ 550,999円	0円	
551,000～1,618,999円	A－550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	A÷4 (千円未満の端数切捨て)	B×2.4+100,000円
1,800,000～3,599,999円		B×2.8－ 80,000円
3,600,000～6,599,999円		B×3.2－440,000円
6,600,000～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円	
8,500,000円 以上	A－1,950,000円	

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

◎所得金額調整控除

次の(1)(2)のいずれか、または両方に該当する場合、それぞれの算式により計算した金額の合計（C+D）を**給与の所得額算出表**で算出した金額から控除します。

(1)給与等の収入金額が850万円を超えており、以下のいずれかに該当する人 ・申告者自身が特別障害者に該当する ・同一生計配偶者または扶養親族のいずれかが特別障害者 ・23歳未満の扶養親族がいる (給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－ 850万円）× 0.1 … C
(2)給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人 給与所得控除後の給与等の金額(※)+ 公的年金等の雑所得の金額(※)－ 10万円 … D ※10万円超の場合は10万円

- ※(1)で計算したCの金額がある場合で、次のいずれかに該当する人がいるときは、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に、それらの人の氏名等を記入してください。
- ・控除対象扶養親族、 16歳未満の扶養親族の対象とならない特別障害者又は23歳未満の扶養親族がいる
 - ・他の人の扶養親族とされている配偶者（特別）控除の対象とならない同一生計配偶者であって、 特別障害者に該当する人がいる

◎所得から差し引かれる金額

控除の種類	控 除 額		
⑰寡 婦	260,000円		
⑱ひとり親	300,000円		
⑲勤労学生	260,000円		
⑳障 害 者	特別障害者 300,000円、同居特別障害者 530,000円 その他の障害者 260,000円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
㉑配 偶 者	一 般	330,000円	220,000円	110,000円
	老 人	380,000円	260,000円	130,000円

㉒配 偶 者 特 別	配偶者の合計所得		控除額	
	480,001～950,000円		330,000円	220,000円
	950,001～1,000,000円		330,000円	220,000円
	1,000,001～1,050,000円		310,000円	210,000円
	1,050,001～1,100,000円		260,000円	180,000円
	1,100,001～1,150,000円		210,000円	140,000円
	1,150,001～1,200,000円		160,000円	110,000円
	1,200,001～1,250,000円		110,000円	80,000円
	1,250,001～1,300,000円		60,000円	40,000円
	1,300,001～1,330,000円		30,000円	20,000円

② 扶 養			扶 養 控 除 額
	一 般 の 扶 養 親 族		330,000円
	特 定 扶 養 親 族		450,000円
	老人扶養親族	同 居 老 親 等 以 外 の 者	380,000円
		同 居 老 親 等	450,000円

㉔基 礎	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	430,000円
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円

㉕雑 損	A 実質損失額―総所得金額等の合計額×10％ B 実質損失額のうち災害関連支出の金額―5 万円 上記 A ・ B のいずれか多い金額
㉖医 療 費	医療費の実質負担額―総所得金額等× 5 ％（ただし、100,000円を超える場合には、100,000円） 医療費控除の特例の適用を受ける場合には、特定一般用医薬品等購入費―12,000円（ただし、88,000円を超える場合には、88,000円）

申告書の提出期限は
3 月17日です